



中世における寺院経済維持の形態： 摂津国勝尾寺の場合

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2012-11-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 阿部, 猛 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00000592

中世における寺院経済維持の形態

— 摂津国勝尾寺の場合 —

阿 部 猛

北海道学芸大学釧路分校史学研究室

Takeshi ABE : On a Form of the Preservation of
Estate by Medieval Buddhist Temples in Japan
— A Case of Katiodera in Settsu —

1. は し が き

中世、ことに南北朝動乱以後、いわゆる荘園体制の全面的解体によつて、旧権力＝荘園領主が急速に後退していったという説は、古くから日本史学界における主流の見解であつた。戦後においては松本新八郎氏の南北朝内乱封建革命説¹⁾を代表として、多くの先学は多少の差はあつてもこの見解に同調していたのである。しかし、これに対して最近の研究は、旧権力＝荘園領主は、実は社会的変動に応じて序々に変容し、具体的には新しい支配・収取体制を生み出し、その権力を戦国末期＝太閤検地期まで存続せしめていたとする見解を示している。²⁾ 旧権力＝荘園領主が確かに戦国末期まで生き残つたことは認められるのであり、従来の諸説の如く、絶えざる武士勢力による侵略や荘民の反抗によつて、荘園領主が「没落」の一途をたどつただけみるのは正しくない。「荘園領主」という概念を固定させてしまつて、「変容」を「崩壊」と同視するのはまさに非歴史的であろう。権力はつねに自己を変容＝再生産する。ここに先学の驥尾に附し、例を摂津国勝尾寺にとり、その中世における土地所有の形態について少しく考察を廻らす、いささかデータを附加しようとするにすぎない。³⁾

註

- 1) 松本新八郎「南北朝内乱の諸前提」（歴史評論11号）「中世末期の社会的動乱」（日本歴史学講座）
- 2) 永原慶二「荘園解体期における農民層の分解と農民闘争の形態」（歴史評論44号・45号）安良城盛昭「太閤検地の歴史的前提」（歴史学研究163号・164号）佐々木銀弥「荘園制解体期における寺院経済の転換形態」（経済学季報14号）田沼睦「南北朝・室町期における庄園的収取機構」（書陵部紀要10号）
- 3) 以下、本稿の基本史料は大阪府史蹟名勝天然紀念物保存調査会編『勝尾寺文書第壹』に収めるものである。本文書集には、或はミスプリントと思われる部分もあるが、原文書に当る余裕を持たないので、残念ながらそのまま用いさせていただく。なお本稿中で本文書集から史料を引用する場合にはその文書番号のみを註記する。従来、勝尾寺領を扱つた研究には、細川亀市「勝尾寺領庄園の研究」（日本仏教経済史論考所収）がある。

2. 勝尾寺領荘園の「崩壊」

勝尾寺は大阪府にある名刹で、箕面公園より約5軒の勝尾寺山の中腹にある。しばしば火に遭い、現存の堂舎は近世のものである。寺伝によれば、神亀年間、僧善仲・善算の開創にかかるといふ。

さて、勝尾寺の存在は史料上、平安時代から認められる。当然寺院経済を支える所領荘園の存在が認められるのであるが、初期の様子は余り明かでない。現存史料中で最も古い年紀を有するものは貞観5年(863)2月10日付左弁官下文写(1号)である。しかし、これは、偽文書であろう。同下文の内容は、三箇荘(摂津国外院・高山・直河原の3荘)を勝尾寺に寄附するというものである。寛喜2年(1230)4月20日付太政官牒(32号)所引勝尾寺衆徒解に、三箇荘が貞観年中施入によるものであると述べているのをはじめとして、この主張のちにもしばしば繰返されている。しかし、建長2年(1250)7月10日付勝尾寺重書等目録(12号)には貞観5年下文は載つておらず、後世の偽作たることはほぼ間違いない。これは、のちに述べる浄土寺との争論のときに、元弘のころ偽作されたものであろう。

(1) 寺域……寺家の主張によると、寺域を定めて勝示をうつたのは桓武天皇の第八皇子開成皇子のときというが、どれほど信ずるに足るかは疑問である(32号)。寛喜2年の勝尾寺堺注文(30号)によると、

四至

東限泉原 御室御領 粟生山 綾小路御領川定

南限萱野山 近衛殿御領

西限寮御牧領 川定

北限高山堺

とあり、その四隅には石を積み重ねて石蔵と称し、勝示とした。¹⁾ 前掲注文にみるように、勝尾寺の寺域は、仁和寺領・綾小路家領・近衛家領・右馬寮領牧と堺を接していた。鎌倉時代、安貞・寛喜のころ、寺家と右馬寮との間に堺争論があつた。安貞2年(1228)近くの萱野郷の百姓らが御牧山に草木を伐りに行つたところ、勝尾寺側の山守はそれを咎めて、百姓らの鎌を奪つた。萱野郷政所はこの処置を不当として訴えた。その申分によると、百姓らは御牧山に「年来立罷」り来つたことを述べ(21号)、右馬寮領の下司(と推定される)左衛門尉経真も勝尾寺に対して反駁している。経真は、そもそも右馬寮牧ができたとき、「さとにハほりをほり、山ニハはうしをうたれ」、その堺は極めて明瞭であること、勝尾寺の申分には理由がないこと、「しゝのほか」で「よきかま」を奪つたことは「きわめたるひかこと」であることなどを述べている。更に彼は、もし寺のいう通りに百姓らが不法をなしたのなら、搦め取つて守護所へでもつき出したらいいだろうといつている(22号)。この争論は結着がつかなくつたため中央にもち出され、寛喜元年に勝尾寺は右馬寮・近衛家に抗議すると共に太政官に訴え出た。その訴状は「近年山下辺民、國中悪党等或濫入寺領、殺戮禽獸、或往反山路伐採樹林」(32号)すること、とくに右馬寮領下司経真の濫妨(31号)、萱野郷民の無道(33号)を訴えたものである。寺側は「凡押領仏寺之田地候者、五逆之同類、無雙之罪業」(35号)であると口を極めて非難したが、太政官・右馬寮・近衛家から、それぞれ濫妨を止める旨の通達が出されている(31~33号)。この結末がどうなつたかはつきりしないが、次の萱野郷民の言葉は注目に値する。即ち、百姓らが御牧山に入つて木を伐り、これを市場に持つていつて売るのは「不限当郷一所、近隣村々無其隠候之処」(37号)であるというのである。問題になつている御牧山は、もと右馬寮領だつたものを勝尾寺に寄進したものであるというから(22号)、山が勝尾寺領になつてのちも百姓らが従来の慣習に従つて山に入り伐木したため、このような問題が起つてきたのであろう。

しかし、近隣百姓らが山に入り伐木することはその後もしばしばあつたとみえて、正和3年(1314)には仁和寺領民が乱入したのをはじめ(39号)史料は多い。下つて江戸時代初頭元和のころにも、銅野村・今宮村の百姓らが山に入り僧侶に咎められるや、悪口をいい「寺をやきうち可仕」と威

騒し、ゆもと坊なる僧侶を「ひねりころし」た事件まで起つている(69・70号)。こうした百姓らの絶えざる「濫妨」「無道」はこの山が勝尾寺領ではあるが、近隣農民の再生産に必要な存在であったことを物語っている。

(4) 莊園……勝尾寺がしばしば主張しているところによると、同寺領莊園に三箇莊(美河原・外院・高山莊)がある。次にこの三莊を廻る問題を概観しよう。²⁾

前述したように、勝尾寺では三箇莊は清和天皇の貞観年中に施入されたものと述べている。しかし、その実否を確かめることはいまできない。文応元年(1260)11月の勝尾寺衆徒の訴状案(74号)によると、三箇莊からの寺の収入は次のようになっていた。

美河原莊……仏性米3石6斗(毎日1升)	} 計5石
外院莊……四天王供用途7斗	
高山莊……仏名用途7斗	

極めて少額である。尤も寺側のいい分によると「貞観聖主御施入之莊園、皆作他有以降寺門更無一項之領地」(74号)というから、かつてはもつと収入があつたということである。

文応元年より何年か前に「希代之洪水」があつて、美河原莊は「庄内崩頽大略及散々之儀」んだことがあつたために、仏性米が納められないで時を過してきた。ところが建長3、4年(1251~2)頃からは復興して「田畠満作、民烟複本」したので、仏性米を催促したがさつぱり納めなかつた。勝尾寺では惣持寺不断香用途が建長年中から再び納められている例を引いて莊民の対捍を非難した。高山莊の場合にも7斗のうち2斗しか納めず「於余残五斗者、一向令抑留」という有様であつたから、寺はしばしばこれを催促した(74号)。その後やつと美河原莊からは1石だけ納められるようになり(75号)、文永2年(1265)頃には更に1石を追加して2石は納まるようになった(76号)。しかし、莊の雑掌が「近年寄事於水損、有年貢半済或三分一進納」(82号)という状況は継続した。三箇莊の領家は惣持寺であつたらしいが、領家の下命にも拘らず仲々事態は改まらなかつたようである(84~93号)。

ところが、元弘・建武の動乱をはさんで、俄然三箇莊の領有を廻つて勝尾寺と浄土寺の間に争論が起つた。嘉暦元年(1326)12月23日付後醍醐天皇綸旨写(98号)は、三箇莊に対する勝尾寺僧の濫妨を止め、浄土寺をして所務を全くせしむべしと命じている。これについての勝尾寺の主張は嘉暦3年8月の訴状案(101号)に明かにされている。勝尾寺の申状は、三箇莊は貞観年中の勅施入によるものであること、その施入の宣旨は第32代座主頼命が奪つたもので、それにより、浄土寺門跡は相伝の領であると称していることなどを述べている。では、なぜ勝尾寺が今までこのことを訴えず浄土寺の非法を黙過してきたかという「恐御威」れたためである。しかし当御代(後醍醐天皇の代)になつて「帰仏敬神之善政、繼絶興廢之憲章、満耳遮眼之間」願ひ出たわけである、というのである。勝尾寺の訴えは却下され、元徳2年(1330)の後醍醐天皇綸旨案(102号)も浄土寺の管領を認めている。しかるに文書中に元弘3年(1333)5月10日付大塔宮護良親王令旨写(105号)なるものが存する。その内容は三箇莊を勝尾寺をして管領せしむる旨を示している。本文書は偽文書の疑いがあり信を置けないものである。ここでは考察の範囲から除きたい。

鎌倉幕府の滅亡と後醍醐天皇の京都還御により、いわゆる建武中興の治が開始されて間もない元弘3年8月4日、勝尾寺は訴状を捧げ、貞観5年宣旨案・元弘3年護良親王令旨案を附して三箇莊の安堵を乞うた(108号)。同年11月に勝尾寺は重ねて訴状を提出した(109号)。即ち、それは勝尾寺の訴状に対して浄土寺の陳状が提出されないことを非難し、対決を遂げようという内容のものである。元弘3年12月、建武中興政府の雑訴決断所はこれを取りあげ、18日の評定において裁定を下した(111号)。結局は勝尾寺の敗訴に終つたのであるが、裁定の分れ目は、勝尾寺の訴状に副えた

貞観5年3月10日付宣旨の真偽如何にあつた。決断所は貞観宣旨を「偽作」と断定したのである。前に少しふれたように、現存する貞観宣旨写(1号)は疑わしい。建武元年(1334)9月11日雑訴決断所は「明日十二日、帯文書正文、可被参対」(120号)といつているが、浄土寺は「雑掌他行」(120号)とか「雑掌所勞」(121号)と称して参対しなかつた。この結末は不詳であるが、建武4年にも勝尾寺の陳状(134・135号)が出されているから、争いは止まなかつたらしい。三箇荘を廻る争いは結局は浄土寺の勝利に終つたようである。そしてこの建武4年頃からは専ら問題の焦点は高山荘に移つた。

建武4年2月に浄土寺雑掌秀恵は、勝尾寺僧が国人仁木弥太郎の軍勢を語つて高山荘内に乱入し「種々追捕責取年貢以下」という非法を行つたと訴えたが(133号)、これに対して勝尾寺側も応酬している(134・135号)、勝尾寺が高山荘に対して持つ権利は地頭職であつた。これは建武3年2月5日付で足利尊氏によつて寄進されたものであるが(126号)、高山荘の領家は浄土寺であつた(139・152号)、守護赤松氏の家人の濫妨をうけたり(154号)、沙汰人・百姓らの難渋をうけたり(183号)、浄土寺の横妨をうけたり(185号)しながらも、とにかく勝尾寺は高山荘地頭職を確保していたようである。

幾多の変遷を経て、15世紀も半ばをすぎた寛正5年(1464)9月に作製された勝尾寺々領目録(193号)は当時の寺院経済の基礎がどこに在つたかをよく示している。いま一部を記せば、

一所	高山庄地頭職并上分米		
一所	粟生村内菩提寺別当職		
一所	四王供田西外院岡前		
三反	外院 松本	一反	外院 月加坂
一反	外院 土耕鼻	一反	外院 小中
一反	外院 皮骨町	半	外院 土耕鼻
一反	扇	三百歩	松之鼻(以下略)

これにより、われわれは室町時代の寺院経済の基礎を知ることができる。

第1は荘の地頭職という形であり、第2は末寺支配であり、第3には3段・1段・半というような零細な土地の集積である。従来、通常理解によれば、勝尾寺のかくの如き状態は「その物質的基礎たる庄園を失つた勝尾寺は勢力いやが上にも失墜し」⁴⁾たと表現される跡のものであつた。確かに荘園の領家職とか地頭職の保有という面からみれば、勝尾寺は高山荘一荘の地⁵⁾頭職のみを有するという零落せる状態に陥つたといわざるをえないであろう。しかし、この議論は重大な一面を見落している。前記寛正の寺領目録にもみえたように、3段・1段・半というような土地の集積の面を全く無視しているのである。次にこの面に焦点を合せて考えてみよう。

註

- 1) 『勝尾寺文書』所収第4図参照
- 2) 細川亀市「勝尾寺領庄園の研究」(日本仏教経済史論考所収)はこの三箇荘を廻る浄土寺との紛争を述べている。
- 3) 魚澄惣五郎「勝尾寺文書に就いて」(勝尾寺文書所収)参照
- 4) 細川亀市前掲論文 402頁
- 5) この地頭職が室町時代においては単なる得分権としての性質のものであることは、既に清水三男「建武中興と村落」(日本中世の村落所収)に述べられて以来常識であろう。

3. 寺院経済の転換

寛正の寺領目録に現れたような零細な土地は主として寄進・買得等によつて集積されたものであつた。『勝尾寺文書』中で比較的年代の古いものは元久元年(1204)12月26日付の良縁大法師寄進状(217号)で、このとき良縁は私領2段を千手観音御燈油仏性料として寄進している。その後、史料にみえるものだけでもかなりの数にのぼる。やや煩雑であるが次にそれを整理してみる。

No.	西暦	年 月 日	寄進・売却等人名	動機	地目	寄進対象	地(段・歩) (積)	得分(斗)	文書番号
1	1204	元久 1・12・26	良縁大法師	寄	—	—	2.	—	217
2	1219	建保 7・2・16	越前阿闍梨房	寄	畠	—	1.	—	219
3	1220	承久 2・2・25	中臣能定	質	田	永作手	2.	8.4	220
4	1232	寛喜 4・2・23	比丘尼真仏	寄	田	加地子	1.	3.	221
5	1232	貞永 1・6・28	沙弥仙尊	寄	田	永作手	1.	—	222~6
6	1232	貞永 1・12・1	紀氏女	寄	畠	永作手	1.	—	227~8
7	1232	貞永 1・12・18	沙弥信誓	寄	畠	—	2.	麦 2.4	229
8	1233	貞永 2・4・8	僧道智	寄	畠	—	1.	—	232
9	1235	嘉禎 1・12・28	沙門聖舜	寄	田畠	—	18. 2.	米 90.2 油 .4	233~9
10	1240	延応 2・3・14	沙弥蓮親	寄	田	—	1.	—	240
11	1240	延応 2・3・18	蓮阿弥陀仏	寄	畠	—	1.	—	241~2
12	1240	延応 2・4・29	三船恒道	寄	田	作職	1.	5.	243
13	1242	仁治 3・2・	妙仏西願	寄	田畠	永作手	14.余	—	245~263
14	1243	寛元 1・4・18	藤井貞行	寄	田	地子	1.	1.1	264~282
15	1248	宝治 2・4・13	比丘尼専阿弥陀仏	寄	田	—	1.	—	283
16	1255	建長 7・3・22	比丘尼蓮阿弥陀仏	寄	田	加地子	1.	10.	291~4
17	1256	建長 8・8・	金剛仏子覚隆	寄	田	加地子	1.	6.	295
18	1257	正嘉 1・6・6	字高御子	寄	畠	—	1.	.5	296
19	1259	正嘉 3・1・30	法橋経朝	寄	田	—	1.180	3.	300 303
20	1259	正嘉 3・3・2	僧教忍	寄	—	—	1.	—	304
21	1260	文応 1・11・4	沙弥宝明	寄	田	—	1.	10.	305
22	1267	文永 4・4・10	比丘尼蓮阿弥陀仏	寄	田	永作手	1.	—	306~12
23	1267	文永 4・6・26	重舜	寄	畠	加地子	1.	—	313
24	1270	文永 7・1・8	僧慶意	寄	畠	—	5.	1.5	314
25	1270	文永 7・8・13	源資継	寄	田	—	1.	油 .3	315
26	1271	文永 8・2・27	長谷吉延	質	畠	—	.240	—	317~21
27	1271	文永 8・12・16	源康綱	寄	田	加地子	1.	1.6	322

阿 部 猛

No.	西曆	年 月 日	寄進・売却等人名	動機	地目	寄進対象	地積 (段・歩)	得分(斗)	文書番号
28	1272	文永 9・10・25	女 藤 原 氏	寄	田	—	1.	—	323
29	1273	文永10・ 9・18	比丘尼蓮阿弥陀仏	寄	田 畠 屋敷	—	1.240 .180 .180	—	324
30	1276	建治 2・ 2・14	阿 闍 梨 祐 禪	寄	田	—	2.	—	325
31	1280	弘安 3・11・ 8	比 丘 尼 明 心	寄	田	—	1.	6.	326
32	1282	弘安 5・ 5・15	阿 闍 梨 覚 真	寄	田	加地子	.240	8.	329
33	1283	弘安 6・10・28	僧 明 澄	寄	田	—	1.	3.	330
34	1284	弘安 7・10・ 3	比 丘 尼 明 心	寄	田	—	1.	—	332
35	1288	正応 1・12・22	法 橋 覚 舜	寄	畠	—	1.	—	333
36	1289	正応 2・ 2・21	生 阿 弥 陀 仏	寄	田	—	.180	5.	334
37	1290	正応 3・ 6・11	丹波律師慶賢	寄	田畠	—	4.	—	335
38	1293	正応 6・ 4・18	阿 闍 梨 頭 心	寄	田畠	—	3. 1.	—	341~52
39	1301	正安 3・ 8・27	僧 円 智	寄	田	加地子	1.	2.	354
40	1301	正安 3・12・22	権 律 師 円 能	寄	田	加地子	1.120	15.	355~6
41	1302	正安 4・ 8・ 1	沙 弥 西 蓮	寄	田畠	加地子	1. .240	6.	357~8
42	1306	嘉元 4・ 7・	法 橋 重 舜	寄	田	加地子	4.120	52.	359~67
43	1308	延慶 1・12・15	橘氏女字可古	寄	田	—	1.	—	368
44	1309	延慶 2・ 1・18	沙 弥 道 蓮	寄	田	加地子	1.120	10.	369~71
45	1309	延慶 2・ 3・25	沙 弥 仏 念	寄	畠	—	1.	—	372~3
46	1309	延慶 2・ 6・12	源 氏 女	寄	田畠	—	1.180	5.	374~6
47	1310	延慶 3・ 2・10	橘 氏 女	寄	田	加地子	1.120	10.	377
48	1310	延慶 3・ 2・22	阿 闍 梨 覚 明	寄	田	—	3.018	—	378~86
49	1312	正和 1・ 6・18	僧 覚 賢	寄	田	—	7.120	71.	387~92
50	1313	正和 2・ 3・18	沙 弥 道 蓮	寄	—	加地子	—	—	393
51	1313	正和 2・ 3・28	比丘尼如阿弥陀仏	寄	田	—	1.	—	394
52	1313	正和 2・11・ 3	阿 闍 梨 覚 明	寄	田	—	1.	8.(?)	395~9
53	1315	正和 4・ 3・28	比丘尼如阿弥陀仏	寄	田	—	1.	—	400
54	1316	正和 5・ 8・30	比丘尼法阿弥	寄	—	—	1.	大豆 1. 夏麦 1.	401
55	1321	元享 1・ 5・ 4	沙 弥 法 夫 婦	寄	—	—	31.	—	402
56	1323	元享 3・11・15	比 丘 尼 円 心	寄	—	—	1.	—	403
57	1325	正中 2・ 2・ 7	阿 闍 梨 覚 算	寄	—	加地子	.180	5.	404~7
58	1325	正中 2・ 2・20	阿 闍 梨 教 円	寄	—	—	1.	米 6. 麦 3.	408~9

中世における寺院経済維持の形態

No.	西暦	年 月 日	寄進・売却等人名	動機	地目	寄進対象	地積 (段・歩)	得分(斗)	文書番号
59	1325	正中 2・2・20	武部 武元	寄	—	加地子	.200	4.	410
60	1327	嘉暦 2・1・24	沙弥 乘念	寄	—	—	1.	—	411
61	1327	嘉暦 2・1・24	沙弥 乘念	寄	—	—	.150	白餅30枚	412
62	1327	嘉暦 2・10・9	僧 念性	寄	田	—	1.	—	447
63	1327	嘉暦 2・11・3	阿闍梨 行祐	寄	田	—	2 所	8.	448
64	1330	元徳 2・閏6・13	尼信 阿弥陀仏	寄	田	—	1.	16.	449~54
65	1332	正慶 1・7・18	尼信 阿弥陀仏	寄	田	—	3.	—	453
66	1333	正慶 2・4・22	沙弥 妙西	寄	—	—	—	3.6	454
67	1335	建武 2・2・26	仏子 頼全	寄	畠	—	1.	1.	455
68	1336	延元 1・3・12	貴浄・義任	寄	田	—	2.	—	456
69	1338	建武 5・3・12	沙弥 了円	寄	田	—	1.	—	457~9
70	1339	暦応 2・2・25	沙弥 本阿	寄	田・山	—	1.	230文	460~2
71	1342	康永 1・9・3	平国 茂	寄	田	加地子	1.	8.	463
72	1343	康永 2・5・7	比丘尼 禅心房	寄	田	—	.060	—	416
73	1346	貞和 2・3・10	沙弥 守阿	寄	田	—	1.	—	417~20
74	1350	観応 1・9・12	行 祐	寄	田	—	1 所	300文	421
75	1354	文和 3・4・11	字阿古女	寄	田	—	1 所	—	422~5
76	1355	文和 4・8・15	沙弥 成仏	寄	田	加地子	1.	3.	426~31
77	1355	文和 4・8・27	源 義澄	寄	田	—	.110	米 2. 麦 1.	432
78	1357	延文 2・11・21	宗 円	寄	—	—	1.	—	433~8
79	1361	康安 1・7・2	某	寄	—	—	1.	—	439
80	1362	康安 2・2・18	沙弥 願法	寄	田	—	60束尻	1.52 5文	440~4
81	1362	康安 2・8・7	比丘尼 覚恵	寄	—	—	1.	5.	445
82	1365	貞治 4・8・15	比丘尼 慈勝	寄	田	—	1.	—	464~6
83	1365	貞治 4・12・5	佐伯国重	寄	田	加地子	1.	5.	467~9
84	1366	貞治 5・8・3	法印 定珍	寄	—	加地子	1.	30.	470~5
85	1366	貞治 5・10・17	比丘尼 源妙	寄	—	—	1.	—	477
86	1366	貞治 5・10・17	比丘尼 見心	寄	田 畠・茶園・樹	—	1. 3 所	米 15. 麦 .4 大豆 .2	478~80
87	1375	永和 1・11・	亭子院	寄	田	加地子	1.	8.	483
88	1379	永和 3・3・21	僧 賢範	寄	田	—	3.180	15.	484~8
89	1380	康暦 2・11・1	藤原行定	寄	—	—	1 所	10.	489~99

阿 部 猛

No.	西暦	年 月 日	寄進・売却等人名	動機	地目	寄進対象	地積 (段・歩)	得分(斗)	文書番号
90	1381	永徳 3・1・11	源 頼 顕	寄	田	—	1.	—	500
91	1386	至徳 3・1・29	僧 重 円	寄	田	—	—	2.	501
92	1389	康応 1・12・27	僧 賢 範	寄	田	—	1.240	11.	502 503 506 507
93	1391	明德 2・11・8	僧 了 円 房	寄	田	—	.060	3.	508
94	1393	明德 4・2・13	僧 了 円 房	寄	田	—	.240	8.	509~12
95	1402	応永 9・11・18	僧 若 狭 房	寄	田	—	1.	—	513~6
96	1406	応永13・3・8	蓮 珠	寄	田畠	—	1. or 2.	—	517~21
97	1408	応永15・6・1	蓮 珠	寄	田	—	1.	2.	522
98	1408	応永15・8・22	沙 弥 妙 心	寄	—	—	1.	—	523
99	1422	応永29・5・23	沙 弥 亮 善	寄	田	加地子	1.	5.	524~7
100	1427	応永34・6・13	守 阿	寄	畠 屋敷	—	1 所 .090	—	529~31
101	1427	応永34・7・17	蓮 珠	寄	田	—	1 所	—	532~8
102	1433	永享 5・2・	藤 原 頼 清	寄	田	—	3.300	—	539~53
103	1444	嘉吉 4・2・13	粟生民部丞信氏	寄	田	—	1 所	—	554~6
104	1447	文安 4・10・18	藤 原 道 請	寄	菩提寺	别当職	—	—	558~626
105	1462	寛正 3・6・7	粟 生 氏 久	寄	田	—	20苜	3.5	627~8
106	1465	寛正 6・8・	原 田 常 鏡	売	屋敷	—	6 所	—	629
107	1476	文明 8・11・15	律 師 宗 円	寄	田	加地子	1 所	3.	630~1
108	1528	享禄 1・8・4	泉 原 俊 能	寄	田	—	—	5.	632~4
109	1532	天文 1・8・13	妙 祐	寄	—	加地子	1 所	500文	636
110	1536	天文 5・5・18	豪 継	寄	田	加地子	1.	1.2	637
111	不明	不 明	円 融 房	寄	田	—	6.180	50.4 その他	639~47

(動機の項中、寄は寄進、売は売却、質は出挙の質物代)

以上検出した111例¹⁾を通覧するに、その大部分は寄進によるものであつて、買得・質によるものは数えるほどしかない。13世紀初めから16世紀前半に至る約330年間にわたるものであるが、便

13世紀	前半	15	38
	後半	23	
14世紀	前半	36	56
	後半	20	
15世紀	前半	10	13
	後半	3	
16世紀	前半	3	3

(他に年代不明1)

宜的に半世紀宛区切つて集計すると左表の如くである。即ち、その大部分は鎌倉後期から室町初期にかけての間に集積されていることが窺える。これは、あたかも三箇荘を廻る紛争の盛んな時期に相当し、浄土寺との争いに勝尾寺が敗れたときに相当する。文書の表現からすれば勝尾寺側の受動的性格のものであるように見えるが、寄進者に勝尾寺の僧侶が多いことは注意する必要がある。ここに「寄進」というも一般信者からの寄進とは少し異なる。これらの僧侶は土地を買得して更に勝尾寺に寄進するという手続きをとつている。だから一般的には

「勝尾寺による土地の集積」と表現しても不当ではない。しかし、一概に「土地を集積した」とはいうものの、その内容は千差万別である。即ち、獲得した土地の面積のみで単純に測定できないのである。その土地から勝尾寺が何をどれだけ取りえたのか、勝尾寺の権利は何であつたのかが問題になるのである。そこで次にその点について幾つかの事例をあげて明かにしたい。

①承久2年2月25日付中臣能定券文 (No. 3—前表の番号、以下同じ)

中臣能定が勝尾寺から5石6升8合の米を借用し、その返済ができなかつたため、2段の永作手田を寺に渡した。その際に「公事者至子々孫々、不可相副、所役段別所当四斗二升許也、於万雑事、名主友弘可令勤仕」と但書がついている。即ち、この土地は友弘が名主である某名内の土地で、その4斗2升の得分権が勝尾寺に渡つたのである。公事は「不可相副」とあるから単純な加地子得分である。また、この土地にかかる万雑事は名主の負担となる。「永作手田」²⁾と表現されたものは加地子名主職ともいうべきものである。

②宝治2年4月13日付比丘尼専阿弥陀仏寄進状案 (No. 15)

専阿弥陀仏は田3段を勝尾寺に寄進した。うち2段は本寺観音堂に、1段は西谷阿弥陀仏堂に寄進したものであつた。彼女は佐々木江州禅門の後家で天王寺塔内に住み、俗に佐々木禅尼といわれた人で(290号)、この3段の田は嘉祿年間に買得したものであつた(284~6号)。売券の文面からは移譲された土地の権利は全く判らないのであるが、建長から文応にかけての争論の史料からそれが窺える(289・290号)。佐々木禅尼の寄進田は勝尾寺燈油田になつたが、その3段の作人は右馬寮御牧与町の住人で、しかも公文職を勤める専念であつた。彼は建長年中に年貢を抑留したため作人職をとりあげられた。そして勝尾寺では別に専念に油間丸職³⁾を宛行つた。ところが彼は具庭荘寄人と称して濫妨を働いたので寺は荘官に善処を求めこれに成功した。専念は作人職の安堵を懇望したので「寺家以衆憐之儀、件作人職如本宛賜」つた。そののち再び年貢を抑留したので子細を尋ねたところ、専念は「件三段、専阿弥陀仏、被寄進勝尾寺事勿論也、但於西谷分一段者、惠眼房^{西谷}古^老一期之間、被寄進之畢、且於西谷者、寄進状無之……本主他界之後、過十三ヶ年者、可任作人専念心之由、専阿弥陀仏以自筆書賜讓状畢、此上者、云所当云下地、可為専念進止之条勿論也」と主張した。勝尾寺は専念の謀書であると主張した。寄進状の真偽を確かめるために対決しようとしたが専念は言を左右にして遁避した。争論の結末は明かでないが、以上のことから、専阿弥陀仏から勝尾寺に寄進された3段の土地に対する権利は下地進止権を含むものであつて、いわゆる作手職であろう。しかして勝尾寺は作人職宛行権を保有したのである。

③建長7年3月22日付比丘蓮阿弥陀仏寄進状 (No. 16)

蓮阿弥陀仏は田1段を勝尾寺曼荼羅堂に寄進した。副進された本券文によると、もとその田は林守支なるものの「先祖相伝之私領田」であつたが、寛喜3年(1231)2月10日に守支から中臣支永に直米3石6斗で売却した。その権利は「作手職」であるが、この土地は金丸名内にあるため同名に年貢として炭1籠・焼米1升を出すことになつていたほか「宿久方御米壹斗貳升、日米四合、粟生公方米壹斗」を負担していた(291号)。買人中臣支永は17年後の宝治2年(1248)閏12月4日に同田を尼禅阿弥陀仏に直米4石5斗で売却した(292号)。それが更に7年後に勝尾寺に寄進されたのである。寄進状に記されたところによると、勝尾寺の得たものは加地子得分1石である。「於作人者、可為寺家成敗」とあるから作手職所持者(加地子名主)たる勝尾寺は作人任免権を持つたのである(291号)。事実のちの永和3年(1376)11月12日付で智淵なるものが同田の作職を請け、毎年8斗の加地子米を沙汰することを誓つている(294号)。この際、恐らく名主得分その他は作職所持者から直納されたのではあるまいか。

④建長8年8月日付金剛仏子覚隆寄進状 (No. 17)

田1段の寄進であるが、これは小犬名内にあつた。内容は作手職であろうが、「惣持寺之所当式斗五升」「春日御年貢炭壱籠、上分焼米壱升」を負担する田であつた。同田は9斗代の田であるから、以上の諸負担を控除すると、勝尾寺の得分は約6斗であつた。

⑤文永7年8月13日付源資継寄進状 (No. 25)

田1段の寄進であるが、勝尾寺の得たものは毎年油3斗にすぎない。しかも、これは作人職留保の寄進であり、勝尾寺は下地進止権を持たない。

⑥正応6年4月18日付阿闍梨顯心寄進状 (No. 38)

顯心は4段の地を寺に寄進した。うち1段は畠であつた。寄進状に副えられた田畠注文(324号)によると、4段はいずれも摂津国能勢郡古河原村内にあり次のように記載されている。

- (イ) 一所 田一段 猿坂北田字理禪作云 今作人善智
所当七斗
- (ロ) 一所 田一段 少不計四郎殿作云 今作人但馬房
所当七斗
- (ハ) 一所 田一段 世戸山野老坂紀三郎云 今作人字源六
所当七斗
- (ニ) 一所 畠一段 西平井字宗五垣内云 今作人円寮来善
所当夏五斗麦秋五斗大豆

これらの田畠は次のような経過を以て寺の手中に入つた。

(イ) この田はもと「しんふのにうたう」の手より藤原頼衡が買得したものであつたが、正応3年(1290)顯心に直米3石で売却したものである。この田は「こくか」＝国衙領であるために、その所当も負担するが、他に公事など一切ないと記されている(343号)。

(ロ) この田はもと畝野女房の所有であつたが弘安2年(1279)藤原安衡に7貫500文で売却され(345号)、更に正応6年(1293)顯心に売却され(344号)、同4月18日に勝尾寺に寄進されたのである。この田も国衙領でありその所当を負担した。なお、この田については永仁5年(1297)徳政令を廻る問題がある。即ち、永仁5年徳政施行に当つて、勝尾寺の手中にあつたこの田はもとの領主源氏女の手に戻つた。図示すれば下の如き経過をたどつたのである(352号)。そののち源仲基が



源氏女の子仲貞から同田を買得し、正安3年(1301)5月18日に勝尾寺に再寄進した(351号)。永仁徳政令についての貴重な資料といふことができるであろう。

(ハ) この田はもと比丘尼見阿弥陀仏先祖相伝の私領であつたが、正応6年(1293)7貫500文で顯心に売却された(346号)。国衙領であるためその所当を負担した。これが顯心の手より勝尾寺に寄進された。ところが永仁5年の徳政に際して見阿弥陀仏の手に戻つたが同年11月14日勝尾寺に再寄進された(350号)。

(ニ) この畠はもと藤原継持女先祖相伝の私領であつたが、正応6年に顯心に8貫文で売却された。この畠は所当・公事なきもので、売券には「リやうけしきなり」と記されている(347号)。ところが永仁5年徳政にあつて継持女に戻された。しかし「よのきをもちて」銭2貫文とひき換えに勝尾寺に再寄進された(348号)。

⑦正安4年8月1日付沙汰弥西蓮寄進状 (No. 41)

西蓮は田1段と畠大を勝尾寺に寄進した。その内容は毎年6斗の加地子米であつた。下作職は西蓮

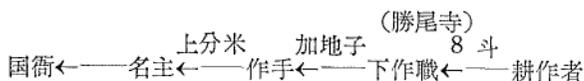
一期の間は彼が所持した。この地はもと藤原氏女の所有であつたが、正応2年(1289)長谷有包(西蓮?)に直米4石1斗で売却した。その売券(358号)によると、所役は、春日神社へ「炭耆籠之内八分、焼米漆合伍夕」、国衙へ1斗5升を納めることになつてゐるが、これは「名元」即ち名主のところに提出することになつてゐた。1段大のうち水田1段は金丸名、畠大は恒沢名に属してゐたからである。勝尾寺が入手したものは作手職であるが、寄進当時は下作人たる西蓮が負担したのであろう。西蓮歿後は勝尾寺がその責を負つた。

⑧ 正和元年6月18日付覚賢寄進状(No. 49)

覚賢は7筆7段120歩の田を勝尾寺に寄進した(387号)。このうち宿久村タメノウチの1段180歩はもと源重光の相伝の私領であつたが、嘉元3年(1305)覚賢に3貫500文で売却したものであつた(389号)。その内容は作手職(=加地子得分権)であつて、加地子は1石5斗であつた。売却と同時に本主源重光は請文(388号)を出し、作人として加地子を負担すべき旨を誓つた。その文言中に「若臨時くわやくあたらん時ハ、たんへち百文までハ作人のさたすへき物也、百文よりハ半分つゝのわきまへ候へきもの也」と記している。作手名主(勝尾寺)と作人(源重光)が臨時課役を折半負担するというのである。このような負担の仕方は中世において一般的に行われたところである。⁴⁾また蔵内の田1段180歩については、勝尾寺の得たものは加地子1石5斗であるが(387号)、「天下一同之かんはつのは時は検見申下」と註記されている(391号)。これによると、加地子得分も必ずしも固定したものでないことが判る。

⑨ 正和2年11月3日付覚明寄進状(No. 52)

阿闍梨覚明は田1段を勝尾寺に寄進した。この田は寛元3年(1245)某が長谷末利に売却し(398号)のちに重舜法橋の有に歸したのを、その歿後覚明が寄進したものである。その内容は下作職であつた。従つて本所当のほかに加地子4斗8升を加えて負担するものであつた(396号)。もちろん勝尾寺は自ら耕作するわけではないから、更に作人を宛てて耕作せしめたのであるが、文和3年(1354)の字源三請文(399号)によると、源三は毎年8斗でこれを請負つてゐる。この地の権利関係を示すと下の通りである。



⑩ 貞治5年8月3日付法印定珍寄進状(No. 78)

定珍は佐保村の下司名田のうちの1段を寄進した。同田は国衙に3斗6升、忍頂寺に1斗3升と御服100文を出す土地であつたが、「依為下司名、細々公事等無之」き地であつた。勝尾寺の得たものは形式的には名主職である。

⑪ 明德4年2月13日付了円寄進状(No. 88)

了円は永作手田大を寄進した。この田はもと長谷行延の所領であつたが、正応3年に大進阿闍梨御房に売却し(512号)、のち勝尾寺平門坊領となつてゐたが、貞和5年(1349)に河原西殿へ(511号)、康暦2年(1380)に了円に売却された(510号)。その売券によると「たゞし本役、守依名米耆斗、すし用途廿七文、上本米六合七夕」とある。了円から勝尾寺に寄進したときの寄進状(509号)には、加地子8斗を寺がうけとることになつてゐるが、この中から前記の名米以下が出されるのであろう。従つて「於名役、守依名可致沙汰也」と、名役は名主が負担する。

⑫ 応永13年3月8日付比丘尼蓮珠寄進状(No. 90)

蓮珠は田1段を勝尾寺に寄進した。その内容は作手職で、得分は米2斗であつた(522号)。この田はもと佐伯守重の先相伝の私領であつたが、弘安3年(1280)に佐伯守利に米6石で売却された

(521号)、そののち正安2年(1300)に佐伯国守へ(520号)、文和元年(1352)に乙松女に(519号)、そして応永12年に蓮珠に売却された(518号)。これら売券によると、この田は本所当1斗5升・炭2籠・焼米1升を負担し、守依名を通じて出される規定であつた。応永12年売券の端裏書に「加地子五斗」とあるが、これと応永13年に寄進された得分2斗を比較すると3斗の差がある。この3斗は蓮珠が弟子道一に譲つたのであつたが、のち道一が負物代に手放したため、応永15年蓮珠はこれをも勝尾寺に寄進した(522号)。ここに至つて勝尾寺の取得加地子米は5斗になつた。

⑬ 応永29年5月23日付亮善寄進状 (No. 93)

亮善は田1段を寄進した。その内容は加地子5斗の得分であつた。もとの田の作手職は乾義範の所持するところであつたが、応永17年(1410)に蔵勝庵梵齊がこれを買得した。このときの条件では加地子5斗は義範が梵齊に納め、本所当5斗も売主たる義範が弁済することになつていた(527号)。即ち、作職留保の売却とみることができる。応永29年(1422)には梵齊から亮善に売却され、その内容は加地子米5斗であつた(525号)。これが更に勝尾寺に寄進されたのである。梵齊から亮善に宛てた書状(526号)によると、この田には公事米2斗がかかり、これは名主の所へ出すものでつたが、それも地主(即ち本主義範)が沙汰する。作手職所持者は加地子5斗をうけとるのみで、何らの負担を負わない。

⑭ 文明8年11月15日付奥坊宗円律師寄進状 (No. 101)

宗円は田1段を寄進した。その内容は加地子3斗であつた。但しこの土地の本役等は作人から沙汰する定めであつた(630号)。

⑮ 享禄元年8月4日付泉原五郎兵衛俊能寄進状 (No. 102)

五郎兵衛はカラキカフチの畠半を寄進した。この土地はもと菩提寺奥ノ坊の相伝の坊領であつたが、応安元年(1368)11月2日付田券紛失状(623号)によると、「雖為無諸役、但井手科ニ酒八升出之候也、此外者役ナシ、并為神田間、本役ニ米一升、楠木ノ神明ヘ可有沙汰候者也」とある。同紛失状には証判として、名主・名代が署判している。勝尾寺が寄進されたのは作手職(=加地子名主職)であろう。泉原俊能は下地作職を留保して勝尾寺に寄進したのであるが、寺は毎年5斗を取納したのである。俊能の請文(634号)によると、「我等死去申候ハ、作職可為御寺家進退候也」とあるから、俊能の死後は勝尾寺は加地子名主職と作職を合せて所持したわけである。

以上、比較的史料に恵まれている事例をあげたのであるが、勝尾寺が集積した土地に対する権利は種々のものを含んでいることが明かになつた。大部分は田畠の作手職であり、実質的には加地子米得分権であつた。名主職や下地処分権を伴うものは少い。また、史料の範囲内では、田畠の所在地は殆ど勝尾寺周辺に限られていることも、注目すべき事項である。

註

- 1) もちろん扱つた史料は偶然的なものであるし、事実過去の全例を示すものではないから、飽くまでもこれによる結論は一つの傾向を示すにすぎない。
- 2) 作手については、拙稿「平安末期における在地の諸関係」(史潮62・63合併号)に少し述べたので参照されたい。
- 3) この問丸の性格は明かでないが、勝尾寺の油倉を管理するものかと推測する。なお油倉については、清水三男「東大寺大仏殿油倉」(中世荘園の基礎構造所収)を参照。
- 4) 拙稿「段米・段銭の研究」史潮64・65合併号

4. あとがき

一般に「荘園領主」という語は極めてあいまいに用いられているように思われる。荘園支配体系の系列の中で、本所権とか領家職等を持つものを指してかく称するようである。この概念からする

と、或は勝尾寺は「荘園領主」概念には相当しないかも知れない。寺の主張するように、貞観年中の勅施入による荘園三箇荘が確かに本来勝尾寺の領するところであつたと仮定すれば、恐らく「荘園領主」概念にあててもよい。しかし、鎌倉時代には既に、少くとも勝尾寺はいかなる荘園の領家でもなかつた。その所持するところは、高山荘地頭職と零細なる田畠の名主職・作手職・下作職等であつた。これはどうみても「荘園領主」的とはいいい難いであろう。零細な加地子得分権の集積の上に立つ一種の寄生地主であるにすぎない。

一般に、鎌倉中期以降、またとくに室町期の畿内の寺社などは——大寺社の荘園を除いて——勝尾寺の如き所領の形態を持つていたように思われる。最近の大徳寺についての研究¹⁾をみても、同寺が遠隔地荘園の支配が困難になると寺の周辺に加地子得分権や敷地地子銭收取権を集積する事実が明かである。東寺も近くの久世荘内の加地子名主職を集積して、新しい時代に対応する姿勢をみせている。²⁾ また旧荘園領主である興福寺においても、とくに大和国内において、荘園支配の強化を在地の直接把握——名主職・作職の集中——の形で行つていることは注目すべきである。³⁾ これらは、いずれも広汎な土地所有権の分化に即応した旧権力の動きであるとみることができる。旧権力はいつまでも古い形で生命終るのを待つたのではなく、時代に応じて自己を改変し、権力を再生産しようとしたのである。旧権力が近世に至るまで自己を保つていように見えるのは、実はそれは旧権力の「残存」によつてではなく、新しい権力の「誕生」＝再生産によつてであつた。

註

- 1) 佐々木銀弥「荘園制解体期における寺院経済の転換形態」経済学季報14号
- 2) 永原慶二「荘園解体期における農民層の分解と農民闘争の形態」歴史評論44号・45号
- 3) 拙稿「室町期畿内荘園の一形態」日本歴史122号

(1959・4・26稿)